

**改正**

昭和56年3月31日要綱第4号

昭和59年3月31日要綱第3号

昭和62年3月31日要綱第6号

平成2年3月30日要綱第6号

平成4年3月11日要綱第7号

蕨市小規模企業退職金共済制度加入促進奨励金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第3項に基づき、中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）が実施する中小企業退職金共済制度及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条に基づき、蕨商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する特定退職金共済制度（以下「共済制度」という。）への加入促進を図るため、小規模企業及び会議所に対して奨励金の交付を行い、もって小規模企業従業員の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「小規模企業」とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあつては5人）を超えない事業をいう。

(奨励金の交付対象)

**第3条** この要綱により、交付を受けられる者は、第1条の共済制度にその雇用する従業員を新たに被共済者として加入させた前条に規定する事業の主（以下「事業主」という。）及びこれを促進した会議所とする。ただし、事業主にあつては、次の要件を具備していなければならない。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、市内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上その事業を継続している者
- (2) 市税を完納していること。

(奨励金の交付基準)

**第4条** 奨励金に交付は、事業団及び会議所の報告に基づいて、事業主又は会議所に対して次の基準により1か年間交付するものとする。

- (1) 事業主に対する奨励金は、従業員1人につき年間掛金総額の10パーセントとする。

(2) 会議所に対する奨励金は、第1条の目的を達成するため、促進奨励事務費として前号の規定により算出した額の3分の1の額

(奨励金の交付時期)

**第5条** 奨励金の交付時期は、前条の規定による報告に基づいて交付するものとする。

(委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和56年3月31日要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和59年3月31日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和62年3月31日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成2年3月30日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成4年3月11日要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。